

令和7年夷隅地区夏期観光安全対策本部設置要綱

(設置)

第1条 県が策定する令和7年夏期観光安全対策本部設置要綱第7条の規定により、令和7年の夏期に夷隅地区に来遊する海水浴客、花火見物客等（以下「夏期観光客」という。）の安全と地域環境の保全等を目的として、受入体制の充実を図るため夷隅地区夏期観光安全対策本部（以下「地区対策本部」という。）を設置する。

(設置期間)

第2条 地区対策本部の設置期間は、令和7年6月23日から令和7年9月30日までとする。

(対象地域)

第3条 地区対策本部の対象地域は、勝浦市、いすみ市、大多喜町及び御宿町とする。

(所掌事務)

第4条 地区対策本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 夏期観光安全対策に関する各機関の施策について関係各機関との連絡調整
- (2) 夏期観光に関する調査
- (3) 事故防止のための広報
- (4) 市町で実施する夏期観光安全対策の指導
- (5) その他

(地区対策本部の組織と構成)

第5条 地区対策本部は、地区本部長、地区副本部長及び別表に掲げる地区本部員をもって組織する。

- 2 地区本部長は、会議を統轄し、地区本部長が欠けた場合は、地区本部長が予め定めた順位の地区副本部長が、代理を務めるものとする。
- 3 地区本部長は夷隅地域振興事務所長、地区副本部長はいすみ警察署長、勝浦警察署長及び夷隅健康福祉センター長がそれぞれあたるものとする。

(参与)

第6条 地区対策本部に参与を置く。

- 2 参与は、各市町観光協会長の職にある者がそれぞれあたる。
- 3 参与は前項のほか、地区本部長が特に必要と認める者に委嘱することができる。

(事務局)

第7条 所掌事務を処理するため、事務局を夷隅地域振興事務所企画課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、地区本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月20日から施行する。

別 表

地 区 本 部 員

勝浦警察署 大多喜幹部交番所長

南 部 林 業 事 務 所 長

勝 浦 水 産 事 務 所 長

南 部 漁 港 事 務 所 長

夷 隅 土 木 事 務 所 長

教育庁東上総教育事務所長

勝 浦 市 観 光 商 工 課 長

い す み 市 水 産 商 工 観 光 課 長

大 多 喜 町 商 工 観 光 課 長

御 宿 町 産 業 観 光 課 長

夷 隅 地 域 振 興 事 務 所 次 長